

「奈良県立大学附属高等学校奨学給付金」の前倒し支給について

- 奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**高校生等がいる低所得世帯**を対象に「**高校生等奨学給付金**」を支給します。
- **希望する新生の保護者等**については**支給額の一部（3か月分）を前倒しで受給**できるので、希望する場合は申請を行ってください。
- 今回の**前倒し支給を希望しない場合**でも、**7月に募集する通常の支給申請**を行うことで、**支給額の全額（12か月分）**を受給することができます。

- 前倒し支給（3か月分）を申請した場合でも、残額（9か月分）については、**7月にもう一度申請**する必要があります。**一度の申請で年額（12か月分）を受給されたい場合は、7月の通常分に申請してください。**

※ 令和7年度新生以外は前倒し支給の対象となりませんので、7月に募集する通常の支給申請を行ってください。

1. 前倒し支給の要件（対象となる世帯）

令和7年度新生の保護者等のうち、
生活保護（生業扶助）受給世帯 もしくは
保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯

○ 課税証明書の場合

例	県民税	市民税
所得割（額）	0円	0円
均等割（額）	2000円	3500円

※ 保護者等（親権者、主たる生計維持者等）が**奈良県内に住所を有している**ことが必要です。
※ **令和7年4月1日時点**で要件を全て満たしていることが必要です。その他、詳細な要件については裏面をご覧ください。

2. 支給時期と支給額

- 支給時期の見込み（予定）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
前倒し支給申請を行う場合 （新生の内、希望者のみ）	申請	審査	3か月分受給			
			※再申請	※再審査		9か月分受給
通常の支給申請を行う場合 （前倒しが未申請または不認定の場合）			申請	審査		12か月分受給

※ 審査の時点や必要な書類が異なるため、**前倒し支給が決定した場合でも、残額（9か月分）について、7月に再申請が必要です。**

- 支給額

世帯区分	支給額（年額）	うち前倒しで受給できる額
① 生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	8,075円
② 住民税所得割が 非課税（0円） である世帯	143,700円	35,925円

3. 申請手続き

必要書類（裏面に記載）について、**奈良県立大学附属高等学校が指定する期限まで**に提出してください。

〈提出先〉 奈良県立大学附属高等学校
〒630-8044 奈良市六条西3丁目24番1号

4. 申請に必要な書類

対象となる生徒 1 人につきそれぞれの①と②を作成し、③のうち必要な添付書類と合わせて期限までに提出してください。

【申請者全員が提出する書類】

① 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書【**新生・前倒し支給用**】（第 1 号様式(第 5 条関係)）

② 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金口座振替申出書（別紙第 3 号様式）

<記入上の注意>

① 「公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書」に記載の**申請者本人(保護者等)名義**の口座で、**通帳のコピー**を添付してください。

③ 必要添付書類

世帯区分で添付する証明書等が異なりますので、以下の区分に応じて必要な添付書類を提出してください。

世帯区分	必要添付書類
① 生活保護（生業扶助）受給世帯	・「生活保護（生業扶助）受給証明書」 ※ 令和 7 年 4 月 1 日（基準日）現在、生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受給している証明書を添付してください。
② 住民税所得割が 非課税 （0 円）である世帯	・ <u>保護者等全員</u> の 「令和 6 年度(令和 5 年分) 課税証明書」（市町村役場にて発行） またはそれに準ずるもの（※ 1）

（※ 1）「道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書」（給与所得者）の写し
または
「道府県民税・市町村民税の納税通知書」（自営業など）の写し のいずれか

5. その他

○ 前倒し支給の詳細な要件について

令和 7 年 4 月 1 日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 保護者等が奈良県内に住所を有していること（海外等在住で奈良県内に住所がない場合は対象外となります。）
※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が奈良県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。
- ② 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護（高校生本人に係る生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯であること
- ③ 子が就学支援金制度の対象となる高等学校等に在学していること（令和 7 年度に当該校に入学した者に限る）
- ④ 1 人の高校生に対して、保護者等全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと
- ⑤ 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

○ 事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時の返還と違約金が課せられます。

◆ 高校生等奨学給付金（奈良県立大学附属高等学校）についてのお問い合わせ ◆

◇奈良県立大学附属高等学校 〒630-8044 奈良市六条西 3 丁目 24 番 1 号 TEL 0742-81-4430

◇奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課 〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 TEL 0742-27-8347